

第30号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和7年（2025年）5月23日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

区議会第1回定例会にて議決された「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理等に関する条例」の公布に伴い、関連する規則の改正を行う必要が
ある。

中野区教育委員会規則第8号

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第13号）別記第3号様式

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第17号）別記第3号様式

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際第2条第1号の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第3号様式及び同条第2号の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則別記第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第28条 (略) (リフレッシュ休暇)	第1条～第28条 (略) (リフレッシュ休暇)
第29条 (略) 2 (略)	第29条 (略) 2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度 (2)・(3) (略)	3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。 (1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度 (2)・(3) (略)
第29条の2～第34条 (略) 附 則 (略)	第29条の2～第34条 (略) 附 則 (略)
別表第1～別表第4 (略)	別表第1～別表第4 (略)
別記様式第1号～別記様式第11号 (略)	別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

【第2条第1号関係】中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第15条 (略) 附 則 (略)	第1条～第15条 (略) 附 則 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)
別記第1号様式・別記第2号様式 (略)	別記第1号様式・別記第2号様式 (略)
<u>別記第3号様式</u> 別紙のとおり	<u>別記第3号様式</u> 別紙のとおり
別記第4号様式 (略)	別記第4号様式 (略)

【第2条第2号関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第13条 (略)	第1条～第13条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表 (略)	別表 (略)
別記第1号様式・別記第2号様式 (略)	別記第1号様式・別記第2号様式 (略)
<u>別記第3号様式</u> 別紙のとおり	<u>別記第3号様式</u> 別紙のとおり
別記第4号様式 (略)	別記第4号様式 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際第2条第1号の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第3号様式及び同条第2号の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則別記第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(現行)

別記第3号様式(第9条関係)

処 分 説 明 書							
(一時差止処分を受ける者)							
(採用年月日)	年	月	日	(離職年月日)	年	月	日
(離職時の所属)				(離職時の役職名)			
(離職時の給料月額)				円(給料表	級	号給)
(処分発令年月日)				年	月	日	(根拠条項)
(処分の対象となる手当)							
(刑事事件との関係)				逮捕日	年	月	日
				起訴日	年	月	日
(一時差止処分の理由)							
(思料される犯罪に係る罰条 :)							
(一時差止処分の取消し)							
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている 期末手当 期末手当及び勤勉手当 が支給される。							
1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ なかった場合							
2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分が あった場合							
3 一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し起訴され ることなくこの処分に係る 期末手当 の基準日から起算して1年を 経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に 関し現に 逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに 反する と認めるときは、この限りでない。)							
4 一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 期末手当及び勤勉手当							
年 月 日				(一時差止処分者) 印			

(改正案)

別記第3号様式（第9条関係）

(現行)

別記第3号様式(第9条関係)

処 分 説 明 書							
(一時差止処分を受ける者)							
(採用年月日)	年	月	日	(離職年月日)	年	月	日
(離職時の所属)				(離職時の役職名)			
(離職時の給料月額)				円 (給料表	級)	
(処分発令年月日)	年	月	日	(根拠条項)			
(処分の対象となる手当)							
(刑事事件との関係)				逮捕日	年	月	日
				起訴日	年	月	日
(一時差止処分の理由)							
(思料される犯罪に係る罰条 :)							
(一時差止処分の取消し)							
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められ							
ている	期末手当	が支給される。					
期末手当及び勤勉手当							
1	この処分の理由となった行為に係る刑事事件に <u>関し禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合						
2	この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合						
3	一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>関し起訴され</u> ることなくこの処分に係る 期末手当 の基準日から起算し 期末手当及び勤勉手当						
	て1年を経過した場合(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に <u>関し現に逮捕されているとき</u> その他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)						
4	一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき 期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合 期末手当及び勤勉手当						
年 月 日				(一時差止処分者)		印	

(改正案)

別記第3号様式（第9条関係）

処 分 説 明 書							
(一時差止処分を受ける者)							
(採用年月日)	年	月	日	(離職年月日)	年	月	日
(離職時の所属)				(離職時の役職名)			
(離職時の給料月額)				円 (級)	給料表	級	
(処分発令年月日)	年	月	日	(根拠条項)			
(処分の対象となる手当)							
(刑事事件との関係)				逮捕日	年	月	日
				起訴日	年	月	日
(一時差止処分の理由)							
(思料される犯罪に係る罰条 :)							
(一時差止処分の取消し)							
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められ							
ている	期末手当	が支給される。					
期末手当及び勤勉手当							
1	この処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処					せられなかった場合	
2	この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処					分があった場合	
3	一時差止処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴さ						
れる	ことなくこの処分に係る	期末手当	の基準日から起算し				
期末手当及び勤勉手当							
て	1年	を経過した場合	(ただし、一時差止処分を受けた者が在職期間中の行				
為に	現に逮捕されているとき	その他の	これを	取り消す	ことが	この処分の	目的に
明らかに	反する	と認める	ときは、	この限り	でない。)		
4	一時差止処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき						
期末手当	の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合						
期末手当及び勤勉手当							
年	月	日	(一時差止処分者)			印	